

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9986)	
処分課（担当）名	健康局健康推進部生活衛生課	
処分の名称	特例販売業の取扱い品目の変更追加申請	
概 要	薬事法において、特に医薬品販売業許可が必要な場合に販売品目を指定して、大阪市長が許可を与えています。特例品目としては歯科用医薬品やガス性医薬品等があり、品目の変更や追加する場合には申請が必要です。	
根拠法令等 及び条項	・薬事法の一部を改正する法律（平成18年6月14日法律第69号）附則第14条、第15条 ・薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号）による改正前の薬事法施行規則（以下、旧薬事法施行規則）第159条（昭和36年2月1日厚生省令第1号）	
審査基準	（審査基準） 旧薬事法施行規則第159条の規定及び「大阪市薬局、医薬品販売業及び医療機器販売業・貸与業等の許可審査基準」に適合していること。 （申 請） 1 変更届に必要な書類 (1) 特例販売業取扱品目変更追加申請書（薬事法施行規則様式第八十六 2部） (2) 新たに取り扱おうとする品目表（2部） (3) 許可証（原本） 紛失した場合には、紛失理由書	
標準処理期間	14日間	※ただし、標準処理期間には次の項目は含まれない。 (1) 補正・訂正に要した期間及び返却期間 (2) 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 (3) 申請者の責により基準確認等が不能な期間 (4) 本市の勤務を要しない日の日数
経由日数	なし	
提出先	大阪市役所2階南東側 健康局健康推進部生活衛生課	
提出時期	随時	
提出方法	下記ホームページより、必要な申請書に記載の上、添付書類と合わせて提出してください。手数料につきましては、課において納付書（現金での納入）を作成いたします。	
手数料	申請の種類によって異なります。詳しくは下記のホームページをご覧ください。	
相談窓口	大阪市役所2階南東側 健康局健康推進部生活衛生課	
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000197678.html	
備 考		